

中 防 消 第 5 号
令和 3 年 5 月 21 日

関係都道府県防災会議会長 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
菅 義 偉

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。昨年は、令和 2 年 7 月豪雨において、熊本県の球磨川流域等で未曾有の災害が発生し、高齢者福祉施設において多数の者が犠牲となるなど、全国各地で災害が発生したところである。

また、甚大な災害をもたらした令和元年東日本台風（台風第 19 号）等においては、避難勧告、避難指示の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという課題が顕在化したことに加え、避難しなかった又は避難が遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災等も多数発生したため、防災対策実行会議の下に新たに「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置された。

当該ワーキンググループの報告（令和 2 年 3 月）においては、令和 2 年度出水期までに実施すべき対策を示すとともに、令和 2 年度も引き続き検討を行うべき事項として、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定される避難勧告及び避難指示の取扱い、高齢者等の避難の実効性確保、広域避難（災害発生のおそれがある段階における市町村又は都道府県の区域を越えた居住者等の避難）等が挙げられた。

このため、令和 2 年度も引き続き検討を行うべきものとされた事項については、令和 2 年 6 月より開催している「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」及び「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において検討が進められ、各報告書が取りまとめられたことを踏まえ、これらの検討課題に対応するため、令和 3 年 3 月に災害対策基本法等の一部を改正する法律案を第 204 回国会に提出し、衆参両院での審議を経て、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）は令和 3 年 4 月 28 日に成立し、同年 5 月 10 日に公布、同年 5 月 20 日に施行された。

具体的には、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を更に促進するため、
・避難勧告・避難指示の避難指示への一本化

- ・自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成の市町村への努力義務化
- ・災害が発生するおそれ段階での国の災害対策本部の設置
- ・当該本部が設置された場合における災害救助法の適用
- ・広域避難に係る居住者等の受入れ等に関する規定の整備

等の措置を講ずるとともに、政府への支援ニーズが高まる中、災害対策の実施体制の強化を図るため、

- ・非常災害対策本部の本部長の内閣総理大臣への変更
- ・非常災害に至らない規模の災害における防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置
- ・内閣府における防災担当大臣の必置化

等の措置を講じたものである。

本法律の趣旨、内容及び留意点等については、先日発出した「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」（令和３年５月１０日府政防第６００号、消防災第６３号）等を御参照いただき、貴都道府県内の市町村及び関係機関とも連携してこれら取組を推進いただくとともに、本内容について、住民等への幅広い周知を改めて依頼する。

さらに、介護保険法（平成９年法律第１２３号）や水防法（昭和２４年法律第１９３号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとなっており、災害計画の作成を促進するとともに、地方公共団体がその具体的な内容について確認することを徹底されたい。

梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、上記の取組の実施及び下記の点に留意した防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。ただし、現在も、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応が急務な状況にあるところ、この対応についてはこれまで各府省庁より、避難所運営、訓練をはじめ、様々な防災・減災や災害対応の取組における感染防止対応について、累次発出されている通知等を改めて確認するとともに、本通知に基づく各取組の実施に当たっては、当面、地域の実情に応じた範囲・方法により実施されたい。

記

- １．災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策等の国土強靱化に向けた取組の推進

国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速及び国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の各分野の取組の更なる加速化・深化を図るための対策をはじめ、国土強靱化に向けた取組全般を推進すること。

②危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。

③河川管理施設をはじめとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。

また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

④地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水等が発生し、又は洪水等が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

⑤道路の冠水・法面崩壊・越波対策等の強化

道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。台風による越波、大雨による法面崩壊等の土砂災害のおそれのある箇所については、通行止め等の措置を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。また、台風などによる電柱倒壊で道路の閉塞が発生した際には、通行止め等の措置を適切に行うとともに、電線管理者より可及的速やかに報告がなされるよう連絡体制を確保すること。

⑥港湾の浸水・コンテナ等の飛散対策等の強化

港湾において、台風等に伴う高潮、高波による浸水により港湾機能が低下するおそれのある箇所については、港湾利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、過去に被災した施設等脆弱箇所への土嚢等の設置等を行うなど直前予防策を講ずること。暴風によりコンテナの飛散等のおそれのある箇所については、コンテナの固縛等の対策を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者は引き続き、水際・防災対策連絡会議を設置している場合にあっては、関係者が取るべき措置、関係者間の連絡体制等の確認等、連携体制の強化を図ること、その他の場合にあっては、関係機関の各主体が必要な情報収集や情報発信を適切に実施できる体制を構築し、連携体制を確保すること。

⑦災害発生のおそれのある箇所及び災害時にとるべき行動等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための避難行動に資するため、浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所をはじめとする災害発生のおそれのある箇所や避難経路、指定緊急避難場所等の情報について、ハザードマップを各戸に配布又は回覧することで、住民一人一人が自ら確認することを促し、看板の設置等を通じ、住民等への周知徹底を図ること。また、住民等が災害時にとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー」、及び避難情報を読み解き避難するタイミング等を理解するための「避難情報のポイント」の周知を通じ、『避難』とは『難』を『避』けることであり、ハザードマップや避難行動判定フロー等を踏まえた上で、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないこと、安全な親戚・知人宅も避難先となりうること等について住民の理解を促すこと。

⑧災害時に市町村が発令する新たな避難情報の周知徹底

避難勧告と避難指示を避難指示に一本化する等、避難情報が見直されたことを踏まえ、必要な対応を行うこと。特に、各市町村における避難情報の発令基準の見直しや、地域防災計画の修正を行うとともに、新たな避難情報に関する平時における住民周知等を十分に行うこと。住民周知に当たっては、警戒レベル4の避難勧告と避難指示は、避難勧告を廃止し避難指示に一本化され、今後はこれまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されることや、警戒レベル5の緊急安全確保は、災害が発生又は切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に発令されることがある情報であり、警戒レベル5に至る前の警戒レベル4までに必ず避難すること等について住民等が十分に理解できるよう周知徹底すること。

⑨企業等に対する避難意識等の啓発

企業等に対し、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時にとるべき行動、行動のタイミング等を確認すること。また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や、海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して、店舗や事業所等の計画的な休業、テレワークの実施、時差出勤、必要に応じて安全確保が必要な従業員の待機・受入れなど、実情に応じた適切な対応を講ずるよう協力を求めるとともに、都道府県・市町村においても、上記の取組を促進すること。

併せて、令和3年4月に、上記の取組等について追記する改定を行った「事業継続ガイドライン - あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応 - （内閣府、令和3年4月）」を参考にして、各企業等が事業継続計画の策定や改定を行うよう促進すること。

⑩水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性などもあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑪指定緊急避難場所の確保等

市町村は、避難経路の安全性や住民が安全に避難できる時間等も考慮した上で、住民の居住地近隣に災害の種別ごとに指定緊急避難場所を確保するとともに、指定緊急避難場所を確保することが困難である場合には、指定緊急避難場所以外の比較的安全な避難場所を確保することや自主防災組織等が地域内で比較的安全な施設等を近隣の安全な場所として自主的に設定することに対して助言すること等により、住民の居住地近隣に避難場所を確保することについても検討すること。

このほかに、関係機関及び市町村が指定緊急避難場所の表示等を新設・更新する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本産業規格として定めた「災害種別一般図記号（JISZ8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示に努めること。

また、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して直ちに身の安全を確保すること、特に地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあるため十分に注意することについて、周知を支援すること。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（第1版）について（情報提供）」（令和2年6月16日事務連絡）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」（令和3年5月13日府政防第626号、消防第58号、健感発0513第1号、観観産第15号）等の内容を踏まえた対応をとること。特に、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館に加え国及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用に向け、関係機関、市町村等と連携・調整を図るなど、必要な対策を講ずること。その際、自宅療養者や濃厚接触者については、保健福祉部局と十分に連携の上、適切な対応を事前に検討すること。

⑫指定福祉避難所等の確保

従前、災害時において、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずるなどの懸念から指定避難所としての福祉避難所（以下「指定福祉避難所」という。）の確保が進まないとの課題に対応するため、今般の災害対策基本法の改正と併せて、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）を改正し、指定避難所の公示事項を明確化した。これにより、市町村長は、指定福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示し、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化することが可能となることから、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府、令和3年5月改定）」の内容も参考にしつつ、指定福祉避難所等の確保について検討すること。

また、⑬の個別避難計画等の作成に当たって、避難先として指定福祉避難所等を定めることにより避難行動要支援者の円滑な避難を進めるよう調整すること。

⑬個別避難計画の作成等

今般の災害対策基本法の改正により、自ら避難することが困難な高齢者や障害者

等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされた。

内閣府では、個別避難計画の作成手順などを明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、令和3年5月改定）」を公表したところであり、この内容も参考にし、防災・福祉など関係部局が連携するとともに、福祉専門職など関係者の参画を得て作成に努めること。

作成に当たっては、作成の優先順位が高いと市町村が考え、地域防災計画に定めた避難行動要支援者について概ね5年程度で作成に取り組むよう努めること。なお、所要経費については、地方交付税措置を講ずることとされている。

また、市町村は災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供するものとする。この場合、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるなど必要な措置を講ずるよう努めること。

⑭災害対策本部における機能の維持

災害対策本部は、本部長である市町村長が適時適切な判断を下せるよう、的確な情報の収集・整理を行う等、膨大な業務に対処する必要があることから、防災担当部局の職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、国が、災害が発生するおそれ段階での災害対策本部を設置したときには、該当する地域の都道府県、市町村においても相応の体制を取ることができるよう検討すること。

また、一定の業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策を講ずること。災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講ずること。なお、「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」（令和2年4月27日付け消防災第79号）の内容を踏まえ、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進することなどにより、災害対策本部等の災害対応に従事する職員の新型コロナウイルス感染防止策を徹底すること。

⑮受援計画

被災した市町村は、国・都道府県・市町村・救助機関・医療機関・ボランティア等、様々な主体から多数の応援の申出がなされると同時に応援を要請するようになる。それらの応援を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、市町村は地域防災計画等に受援計画を位置付け、受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う等して、受援体制の整備に努めること。また、上記事項は都道府県についても同様に留意するとともに、被災市町村を包括する都道府県は、受援調整等について積極的な支援に努めること。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の徹底を図ること。

⑯避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにするとともに、住民自身

が適切に避難行動を取ることができるようにするため、専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難指示等の発令・伝達、避難判断のために地域内での声かけにより避難する取組や、安全を確認する訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。また、各地域における自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施に向け、専門家の支援により地域防災リーダーの育成に努めること。

上記の訓練については、感染拡大防止を徹底するとともに、デジタル技術なども活用しながら、可能な限り実施するよう努めるものとする。ただし、参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、訓練等の延期や中止について検討すること。また、訓練の企画に際しては、必要に応じ、感染症対策に関する項目を取り入れるよう努めること。

⑰ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から社会福祉協議会、ボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営に係る研修・訓練への支援及び参加を行う等、受援体制の整備に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避、熱中症予防対策の実施等の安全確保対策を十分に講ずること。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に当たり、社会福祉協議会、ボランティア団体、中間支援組織等とよく情報共有、連携をし、災害時に必要となるボランティア支援の確保、多数のボランティアの移動抑制、ボランティア活動時の感染拡大防止対策の徹底等について、地域の実情に応じた対策を講ずること。

⑱関係機関から市町村に対する助言

市町村から助言を求められた際には、所掌事務に関し、適切に必要な助言を行うことができるよう、事前の準備を十分しておくこと。また、市町村に対しては、必要に応じ都道府県等に助言を求めるよう周知すること。

2. 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時的確な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

①防災気象情報及び河川情報の収集、早い段階からの危機意識の醸成並びに確実な情報伝達の徹底

災害発生 of 危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等（早期注意情報、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。）、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布（キキクル）や流域雨量指数の予測値、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報（大雨ピーク後に水位が上昇する場合を含む）、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図るこ

と。

また、避難指示等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が警戒レベル相当情報として市町村に提供する等して、市町村の避難指示等の発令判断を支援することとしているので、これに留意し、住民の主体的な避難行動を支援すること。

ホームページ、SNS 等のインターネット（以下「インターネット」という。）等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。

住民等の安全確保のため、市町村は、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や、広報車・インターネット・コミュニティ FM・Lアラート等を活用した多様な伝達手段を整備・点検し、組み合わせて活用する等、不特定多数の者が出入りする施設等の関係者を含め、住民等に対し早い段階から確実に防災情報を提供すること。さらに、PUSH 型手段によるエリアを限定した避難指示等の伝達については、特に人口や面積の規模が大きい市町村において、夜間や早朝に突発的・局地的大雨が発生した場合、住民の混乱や市町村における応急対応の遅れ等のリスクを低減する観点から有効であると考えられるため、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で検討すること。また、市町村のホームページのサーバが、緊急時のアクセス増によりダウンしないよう、ウェブサイトの軽量化等の対策を講ずること。

②避難指示等の発令

市町村は、関係機関の支援を受けながら、自然条件や地形、住民の居住状況等といった、それぞれの地域の持つ特性を考慮した、具体的でわかりやすい避難指示等の発令基準や発令対象区域を設定し、事前に発令対象区域や発令のタイミング等を住民等に周知すること。

これまで、本来避難すべき従来の避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生しており、また、避難勧告と避難指示の違いも十分に理解されていなかった等の課題があったことから災害対策基本法を改正し避難情報の規定を見直したことを踏まえ、一本化後の避難指示を従来の避難勧告の段階から適切に発令すること。

特に、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、そのような立退き避難から、自宅等において少しでも安全な場所に移動する等により直ちに身の安全を確保するよう、行動変容を求める場合に警戒レベル 5 緊急安全確保を発令することができるようになったことから、関係機関の助言等を踏まえながら、発令基準を策定すること。ただし、災害が発生・切迫している状況においてその状況を把握することができるとは限らないことから、本情報は必ず発令される情報ではないことについて、住民等に周知すること。

洪水や高潮等の浸水想定区域に警戒レベル 3 高齢者等避難や警戒レベル 4 避難指示を発令する際には、避難行動として必ずしも立退き避難のみを求める必要はなく、ハザードマップ等を確認し住民等の判断により、計画的に屋内で身の安全を確保することも検討するよう促すことも可能であることから、緊急時にはそのような呼び掛けを行うとともに、平時より住民等に屋内安全確保も含め、取るべき避難行動を検討するよう周知等すること。

避難指示等の発令については、避難住民の受入に備え、警戒レベル 3 高齢者等避難の段階から指定緊急避難場所を開放しているが、局地的かつ短時間の大雨の場合等に備え、行政職員の到着を待たずとも指定緊急避難場所を地域の住民等によっ

て開放できるようにしておき、適切なタイミングで躊躇なく避難指示等を発令すること。

避難指示等に係る本庁と行政区・支所との間における責任区分や発令権者を明確化すること。また、時機を逸することなく適切に避難指示等を発令・伝達できるよう、夜間休日も含めた宿日直体制や職員緊急参集体制の構築により、万全の体制を確保すること。

③要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、市町村への防災情報の提供を早期に行うとともに、市町村において、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・手話放送、多言語（やさしい日本語含む）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずること。また、要配慮者の避難が夜間に及ぶおそれのある場合には、日没前に避難が完了できるよう警戒レベル3高齢者等避難を発令する等、着実な情報伝達及び早い段階での避難の促進に努めること。

さらに、市町村は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅の要配慮者の把握に努めること。また、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうとともに、新たな避難情報について紹介すること等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を推進すること。

要配慮者利用施設管理者等に対して災害計画の作成や避難訓練の実施の支援に努めるとともに、市町村における避難訓練の実施状況について確認し、施設へ避難指示等の情報が確実に伝達されるよう、情報伝達体制を定めておくこと。

また、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するための取組について、積極的に支援すること。

④個別避難計画等に基づく避難支援等の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援等の実施に努めること。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができることに留意すること。

⑤広域避難の実効性確保に向けた取組の推進

市町村や都道府県の区域を越えた広域避難が必要となる地域においては、市町村、都道府県、国の機関、交通事業者等の関係機関間で早めの情報共有や調整、意思決定がなされるよう、平時より関係機関間で顔の見える関係を構築し、具体的な計画や協定等の締結を進めるなど、円滑な広域避難の実施に向けた取組を推進すること。

また、災害対策基本法の改正により、広域避難に係る居住者等の受入れ等に関する規定が措置されることを踏まえ、市町村においては平時からあらかじめ管内の施設の受入れ能力を把握しておくとともに、自己の管理下でない施設を受入れ先として提供しようとする場合においては、当該施設の管理者の同意を得ることが必要となることに留意すること。

広域避難が必要な地域においては、通常の避難とは異なるタイミング・避難先へ

と避難することも考えられるため、災害時に住民が適時適切な避難行動が取れるよう、平時から住民等への周知啓発による理解促進に努めること。

3. 市町村は、上記1～2の留意事項を含め必要な取組を確認・実行できるよう、「防災・危機管理セルフチェック項目」等を活用し、災害対応の在り方について職員の理解を深めるとともに、自己点検を通じて災害対応能力の向上を図ること。

以上